

児童手当に関する大切なお知らせ

令和6年10月分から児童手当の制度が一部改正されます。

大切なお知らせになりますので、必ずご確認ください。

◇ 主な改正内容

1. 所得制限が撤廃され、所得にかかわらず手当が受給できます
2. 児童手当の支給対象年齢が18歳年度末までに拡充されます
3. 第3子以降の支給額(多子加算)が3万円に増額されます
4. 多子加算のカウント対象となる子の年齢が22歳年度末までに拡充されます
5. 支払い月が年3回(2・6・10月)から年6回(偶数月)になります

◇ 支給額について

支給額について、以下の図のとおり変更されます

令和6年9月まで (月額)		令和6年10月から (月額)
1万5,000円	0~2歳 	1万5,000円
1万円 ※第3子以降は1万5,000円	3歳~小学生 	1万円
1万円	中学生 	1万円
なし	高校生※ 	1万円
世帯年収960万円以上は5,000円に減額、1,200万円以上は支給なし (夫婦どちらかが働き、こどもが2人の世帯)	一定の所得以上の世帯	所得制限を撤廃

※ 高校に通学していない児童も、高校生年代(H18.4.2~H21.4.1生)であれば支給対象となります。

◇ 多子加算のカウント対象方法について

受給者が監護相当・生計費の負担(仕送り等)をしている、18歳年度末以降22歳年度末までの子(令和6年度はH14年4月2日生~H18年4月1生まれまでの子)が、届出により多子加算のカウント対象になります。

★ 支給額の例(こどもが5人の家庭)

改正前	多子加算カウント	第3子	第2子	第1子	カウント対象外	カウント対象外
	支給月額	1万5,000円	1万円	支給対象外	支給対象外	支給対象外
	こどもの年齢	1歳 	8歳 	17歳 	20歳 	23歳 
改正後	多子加算カウント	第4子	第3子	第2子	第1子	カウント対象外
	支給月額	3万円	3万円	1万円	支給対象外	支給対象外

◇ 支払い月について

支払い月が年3回(2・6・10月)から、年6回(偶数月)に変更となります。これに伴い、これまで前月までの4か月分を1回で支給していたものを、2か月分を1回で支給することとなります。

★ 拡充後の初回の支給は令和6年12月支給分(10月・11月分)からです。

◇ 申請について (公務員の方は、勤務先にお問い合わせください)

一部の方は、改正に伴い新たに申請が必要となります。下記の表および市ホームページの「手続き要否確認フロー」をご確認ください。該当すると思われる方は、郵送および市窓口にて申請をお願いします。郵送で申請される方は市ホームページ(右のQRコード)にて申請書類をダウンロードし、印刷したものを下記の申請先まで送付ください。※窓口の混雑回避のため、郵送での申請にご協力をお願いします。



↑市ホームページ

申請が不要な方	申請が必要な方	必要書類
現在児童手当を受給しており、制度改正後も支給額が変わらない方	所得上限限度額以上の所得があるため、支給対象外となっている方	①、③、④、⑤
現在特例給付を受給している方	高校生年代の児童のみを養育している方	①、③、④、⑤
現在児童手当を受給しており、高校生年代の児童を算定児童として登録している方※	現在児童手当を受給していて、算定児童※に登録されていない高校生年代の児童を養育している方	②、③、⑤
	現在児童手当を受給していて、児童の兄弟等(18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで)を含む3人以上いる方	②、③、⑤
※ご自身が養育する児童が算定児童に登録されているかについては、お手元の認定通知書の「認定に関する事項」か、額改定通知書の「額改定に関する事項」をご確認ください。		
①…新規認定請求書、②…額改定通知書 ③…監護相当・生計費の負担についての確認書(児童の兄弟等(18歳到達後の最初の年度末の翌日から22歳到達後の最初の年度末まで)を含む3人以上いる場合のみ) ④…支払口座の分かるもの(請求者名義の通帳もしくはキャッシュカード等)郵送の場合は写しを同封してください。 ・郵送にて申請される場合は、⑤の書類を同封してください。 ⑤…aもしくはbの書類の写し 健康保険証の写しを提出する際は、記号・番号等の部分については黒塗りするなどして番号が見えないようにしてください。		
a…以下の書類の内いずれか1種類 ・マイナンバーカード(通知カード不可) ※おもてのみ ・自動車運転免許証 ※両面、 ・パスポート ※顔写真が写っている部分 等		b…以下の書類の組み合わせでいずれか2種類 ・健康保険証+年金手帳 ・健康保険証+住民票の写し 等

申請期限…令和6年11月8日(金)(必着)までに申請を完了すれば、制度改正後初回の支給(令和6年12月予定)から、改正後の金額が適用されます。
※令和6年11月9日(土)から令和7年3月31日(月)までに申請した場合も、令和6年10月分の手当から受け取れます。
ただし、改正後の支給額で支給されるのは、原則として令和7年1月以降となります。

申請先および
お問合せ先

〒389-2292
飯山市大字飯山1110-1
飯山市役所 子ども育成課 子育て支援係

TEL:0269-67-0741
(飯山市役所3階 34番窓口)